

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香取市長 伊藤 友則

市町村名 (市町村コード)	香取市 (122360)
地域名 (地域内農業集落名)	小見川北 (一ノ分日本田・三ノ分目・富田・下小堀の一部・分郷・増田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域北部の水田は、昭和30～40年代にかけて圃場等整備事業が実施されている。
地域南部の水田は、谷津田で10a区画となっており、一部は畑地帯で構成されている。
地域内の農業従事者は、高齢化や後継者不足により減少する見込みである。
【地域の基礎的データ】
認定農業者:21人(うち、団体経営体:4経営体)
主な作物:水稲、マッシュルーム、花き、施設野菜、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主な作物は水稲であるため、担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、農業を担う多様な経営体へも配慮する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
段階的に集約化を進めるため、担い手の経営意向を把握し、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業、及び農地耕作条件改善事業の活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、多様な経営体にも配慮する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業者の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

地域の自然を生かした良質米を生産し、消費者ニーズに適応したブランド米生産体制を目指す。